

令和5年 第12回 ふじみ野市農業委員会総会議事録							
招集日時	令和5年12月21日		開会場所	ふじみ野市役所本庁舎5階 A大会議室			
開会の日時 及び宣告者	開 会	令和5年12月21日	午後1時30分	議長			
	閉 会	令和5年12月21日	午後1時52分	議長			
議 長	粕谷 雄一						
No.	氏 名		出欠	No.	氏 名		出欠
1	久保田 清		出	10	鈴木 智之		出
2	柳川 嗣於		出	11	浅海 伊佐男		出
3	横山 一明		出	12	岡部 昭		欠
4	嶋田 利行		出	13	谷田 峰男		出
5	原田 一		出	14	粕谷 雄一		出
6	近藤 広巳		出	15	有山 茂幸(最)		出
7	岸 勇		出	16	宮寺 康夫(最)		出
8	神木 茂		出	17	新井 正一(最)		出
9	塩野 和義		欠				
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者	12名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者	3名
議事参与(説明者)				書 記			
葛籠貫 智 洋							
島 村 雄 大							
有 山 俊 夫							
菅 井 健 吾							

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和5年12月21日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		ふじみ野市農業委員会会長は、令和5年12月21日、午後1時30分、ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室に農業委員会を招集した。
日程第1	議長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。
日程第2	議長	議事録署名委員に10番・11番委員を指名する。
日程第3	議長	日程第3、報告第27号、農地法第4条の規定による受理通知書取消願について、1件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第27号について終了します。
日程第4	議長	日程第4、報告第28号、農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出に関する件、1件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第28号について終了します。
日程第5	議長	日程第5、報告第29号、農地法第4条第1項第7号による農地転用届に関する件、3件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第号について終了します。

<p>日程第 6</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第 6、報告第 3 0 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による農地転用届に関する件、2 件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>報告書朗読。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑を求めます。</p>
	<p>全 委 員</p>	<p>なし。</p>
	<p>議 長</p>	<p>報告案件ですので、報告第 3 0 号について終了します。</p>
<p>日程第 7</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第 7、議案第 3 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、1 件を議題をします。</p> <p>事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人は、トラクター 1 台、耒摺り機 1 台、農業用トラック 2 台、田植え機 1 台、乾燥機 1 台、予冷機 1 台を所有し農業経営を行っております。今後も耕作し農地として適正に管理することとなっております。</p> <p>議 長</p> <p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>4 番委員</p> <p>1 2 月 1 4 日に 3 番委員と事務局の 3 人で現地調査を行いました。申請地は田に囲まれており、また適正に耕うんされているため問題ないと思います。</p> <p>議 長</p> <p>地元委員は何かありますか。</p> <p>5 番委員</p> <p>受人は農業機械をもっており、また自作地も充分で規模拡大しても問題ないと思います。</p> <p>議 長</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>全 委 員</p> <p>なし。</p> <p>議 長</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>全 委 員</p> <p>異議なし。</p> <p>議 長</p> <p>異議なし賛成により、この案件につきましては原案のとおり</p>

<p>日程第 8</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>り許可することに決定します。</p> <p>議案第 3 3 号について終了します。</p> <p>日程第 8、議案第 3 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件、1 件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者の法人は、ふじみ野市に本社工場をおいている昭和 5 3 年に創業した段ボールや紙板の加工業行っている会社です。近年では業績も上がってきており、資材や商品の搬入積み下ろし作業のスペースが狭くなり、従業員数も増え会社所有の車も増えていることから現在の駐車場では足りない状況となっております。市街化区域を含め近隣を探しましたが見つかりませんでした。申請地は、本社工場に隣接しているため従業員にとって便利で安全と考えております。必要最小限の面積としての敷地拡張となっております。</p> <p>農地の区分は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。</p> <p>原則第 1 種農地は不許可となりますが、隣接地の元敷地面積の 5 0 % までを限度に敷地拡張として例外的に許可になることがあります。</p> <p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>1 2 月 1 4 日に 4 番委員と事務局の 3 人で現地調査を行いました。若干管理が行き届いておりませんが、近隣の畑にも影響がなく問題ないと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p>
--------------	--	---

日程第9	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
	議長	議案第34号について終了します。
	議長	日程第9、議案第35号、生産緑地取得の斡旋について、1件を議題とします。
	事務局	案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。 この案件は、令和5年10月の総会で生産緑地の主たる従事者証明についての議案にて審議した案件です。 審議後に買取り申出者は市に対して買取り申出を行いましたが、市が買取りを希望しないため、生産緑地法第13条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。 今後期日までに買取希望がない場合は生産緑地の解除となります。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	買取り希望の申出がありましたら令和6年1月9日までに事務局へ連絡をお願いします。
	議長	議案第35号について終了します。
	議長	本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これを持ちまして、令和5年第12回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。 (終了 午後1時52分)